

一般社団法人栃木県老人福祉施設協議会マスコットキャラクター  
「とちふくちゃん」利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県老人福祉施設協議会マスコットキャラクター「とちふくちゃん」(以下「とちふくちゃん」という。)の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においてとちふくちゃんとは、別紙に掲げるイラスト等とする。

(利用申請)

第3条 「とちふくちゃん」を利用申請できるものは、会員及び法人その他の団体とし、「とちふくちゃん」利用申請書(別記様式第1号)を栃木県老人福祉施設協議会(以下「本会」という。)会長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、報道機関が報道の目的で使用する場合は、この限りではない。

2 利用申請書には次の書類を添えて提出するものとする。

- (1) 利用する物件の見本
- (2) その他本会会長が必要と認める書類

(利用承認)

第4条 本会会長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、「とちふくちゃん」利用を承認するものとする。ただし「とちふくちゃん」のデザイン統一のため、申請された見本、デザインの修正を求めることができるものとする。

- (1) 法令に違反し、又は公の秩序若しくは善良な風俗に違反するおそれがあるとき
- (2) 本会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき
- (3) 「とちふくちゃん」のイメージを損なうおそれがあるとき
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支持し、又は支援しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき
- (5) 暴力団、暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものが利用しようとするとき
- (6) その他「とちふくちゃん」利用が適当でないと認められるとき

2 本会会長は、前条の規定による申請を適当と認めた場合は、申請者に利用承認書(別記様式第2号)を交付するものとする。

3 本会会長は、利用を承認しない場合は、申請者に利用不承認通知書(別記様式第3号)を交付するものとする。

- 4 申請者は、承認された内容を変更する場合は、改めて本会会長へ利用変更申請書（別記様式第4号）を提出し、利用変更承認書（別紙様式第5号）により承認を受けなければならない。
- 5 本会会長は、申請者に「とちふくちゃん」の利用がこの要綱または承認内容に違反していると認める場合は、承認取消通知書（別記様式第6号）により交付するものとし、本会会長はその損失の補償の責めを負わないものとする。

（利用料）

第5条 利用料は、無料とする。

（利用上の遵守事項）

第6条 「とちふくちゃん」を利用するものは、その利用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）利用申請書に記載された利用以外に利用しないこと
- （2）定められた色、形状、配色等を正しく使用すること
- （3）原則として、利用物件には『栃木県老施協のマスコット「とちふくちゃん」』を表記すること。

（利用期間）

第7条 利用期間は、原則1年以内とする。

- 2 利用期間満了後、引き続き利用する場合は、利用申請書（別記様式第1号）により更新申請を行い、利用承認を受けなければならない。ただし、その場合の利用期間は2年以内とする。

（利用物件の提出）

第8条 利用承認を受けたものは、その利用に係る物件を完成後30日以内に、実物または写真等を本会会長に提出しなければならない。

（責任の制限）

第9条 利用者が「とちふくちゃん」の利用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償または損失の補償等を求められた場合でも、本会会長は責任の一切を負わないものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、「とちふくちゃん」の利用に関して必要な事項は、本会会長が別に定めるものとする。

附則 この要綱は、平成26年12月24日から施行する